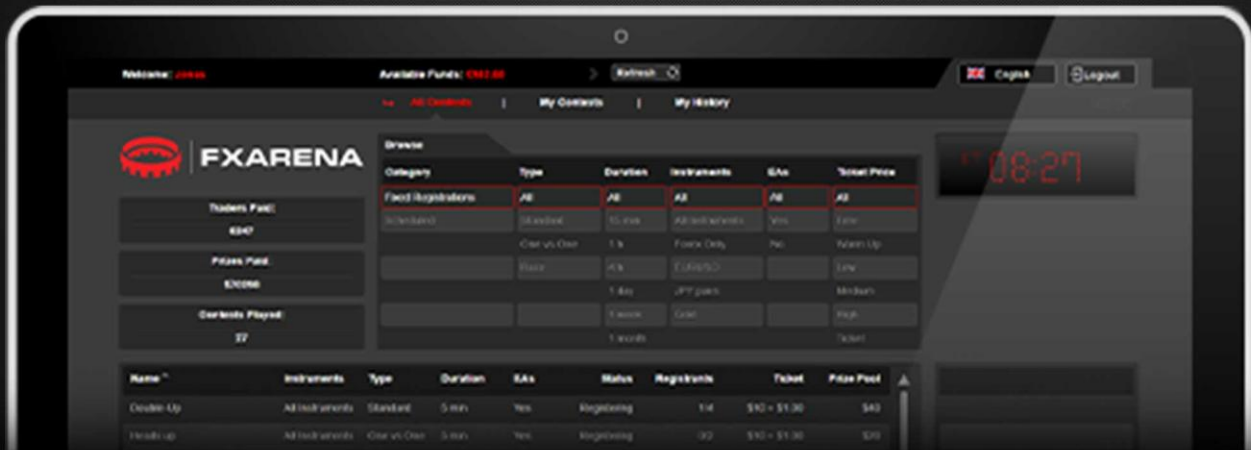


FXARENA



犯罪収益移転防止法

www.fxarena.com



犯罪収益移転防止法

FXArena.com の商号の下に運営を行っている Genius Trading Ltd は、会社番号: 150338 の下、ベリーズにて登録されている会社であり、IFSC/60/366/TS/15 のライセンス番号の下で国際金融サービス委員会（「IFSC」）によって規制されています（以下、「会社」）。

会社は、2008 年マネーロンダリング・テロ資金供与防止法（Money Laundering and Terrorism (Prevention) Act 2008）および 1998 年マネーロンダリング防止法（Money Laundering (Prevention) Regulations 1998）に基づいた運営を行っており、これらの法律は随時施行、修正、改正される可能性があります。

然るが故に、会社はマネーロンダリングやテロ資金の防止および抑制において、上記の法律およびその他の適用される法律、規制に従うことを要求されており、これらの法律は随時施行、修正、改正される可能性があります。

マネーロンダリング防止は、世界中の規制機関の重大な責任であり目標です。マネーロンダリングにより犯罪活動からの資金流出、テロ活動への資金提供が可能になるためです。

会社は、サービス提供においてマネーロンダリング活動防止に努め、規制遵守のもと下記を実施しています。:

- お客様の個人情報の確認
- 疑いのある取引の特定、監視、報告
- 弊社のお客様との契約関係の終了から少なくとも 5 年間は取引記録を保管
- 疑いのある取引を見極め、全ての報告義務に関する社内研修



- お客様の場所に応じて、疑いのある活動を複数国の当局に報告

会社は、口座開設および利益の支払いに先立ち、お客様から個人情報確認書類を収集、確認する権利を有します。個人情報確認の際に必要な書類を確認するには、弊社の「口座開設フォーム」の記述をご覧ください。

お客様には、会社にご提供いただきました全ての情報が (a) 会社の設立国であるベリーズの所管規制機関、(b) 資金入金時の送金元となる国、(c) 会社が払戻しや出金を行う際の資金の仕向国、に対して参照可能であること予めご理解いただく必要があります。

会社は、犯罪活動やマネーロンダリングに関連性があると思われる資金の送金処理をいかなる段階においても拒否する権利を有します。

会社は、全ての疑わしい取引を報告する義務があり、疑わしい口座活動の報告対象となっているお客様への通知は禁じられています。口座の不正使用は刑事訴追の対象となる可能性があります。

会社は、お客様の資金源が犯罪活動に起因するものである場合や、お客様の口座取引の用途がいかなる方法においても不法なものである場合は、お客様とのお取引をお断りします。

会社は、その犯罪収益移動防止法を、適当もしくは適切とみなされる場合に、無条件で再調査、改正する権利を有します。

弊社の犯罪収益移動防止法に関するポリシーは、単なる方針であり、弊社の運営上の取引条件の一部ではないため契約的な拘束力はなく、弊社に本来課せられていない義務を課すもしくは課すことを目的としておりません。同ポリシーはマネ



FXARENA

ーロンダリングやテロ資金の防止、抑制に関連して適用され、随時施行、修正、改正される可能性のある反マネーロンダリング法に準じたものです。